

令和4年2月3日

令和4年登米市議会定例会 2月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	いぬい 乾 かず 和 こ 子
住所	登米市迫町
職業	無職

諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6号第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	おお なみ しず え 大 浪 静 江
住所	登米市米山町
職業	無職

報告第1号	登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る専決処分 の報告について
-------	---

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、その一部が令和4年4月1日から施行されることに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。（新旧対照表9ページ）

議案第1号	令和3年度登米市一般会計補正予算（第12号）
議案第2号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第3号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第4号	令和3年度登米市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	令和3年度登米市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議案第6号	令和3年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第7号	令和3年度登米市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第8号	令和3年度登米市病院事業会計補正予算（第4号）
議案第9号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

本案は、議案第1号令和3年度登米市一般会計補正予算（第12号）から議案第9号令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,037万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ481億6,135万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、自立支援給付費支給事業5,304万円、舗装補修事業9,110万円などを増額する一方、市営住宅建替事業8,365万円を減額するほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止等による現段階における影響額などを各款にわたり減額して計上しております。

歳入では、市税1億2,702万円、地方交付税8億5,782万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金2億1,896万円などを増額する一方、宮城県知事選挙執行経費市町村交付金などの県支出金7,136万円、財政調整基金などの繰入金3億5,394万円、市債7億2,320万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として変更2件、繰越明許費として13件、債務負担行為補正として追加43件、地方債補正として変更17件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、保険給付費 1 億 4,115 万円の増額などと債務負担行為補正として追加 1 件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金 1,240 万円などの減額と債務負担行為 1 件を、介護保険特別会計の歳出で、保険給付費 9,159 万円の増額などと債務負担行為 1 件を、土地取得特別会計の歳出で、土地開発基金への繰出金 1 万円の減額を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業収益 1,831 万円を増額し、水道事業費用 3,318 万円、資本的収入 1 億 5,754 万円、資本的支出 2 億 670 万円を減額するほか、債務負担行為補正として追加 1 件、企業債補正として変更 4 件を計上しております。

下水道事業会計では、下水道事業収益 5,544 万円、下水道事業費用 1,203 万円、資本的収入 1,826 万円、資本的支出 3,675 万円を減額するほか、債務負担行為補正として追加 1 件、企業債補正として変更 3 件、他会計からの補助金を減額して計上しております。

病院事業会計では、病院事業収益 4 億 5,449 万円の増額、病院事業費用 225 万円の増額、資本的収入 1,787 万円の増額と、資本的支出 1,413 万円を減額するほか、債務負担行為補正として追加 1 件、企業債補正として変更 1 件、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、老健事業収益 1,957 万円の減額、老健事業費用 243 万円の減額のほか、債務負担行為補正として追加 1 件、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

議案第 10 号	令和 4 年度登米市一般会計予算
議案第 11 号	令和 4 年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第 12 号	令和 4 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 13 号	令和 4 年度登米市介護保険特別会計予算
議案第 14 号	令和 4 年度登米市土地取得特別会計予算
議案第 15 号	令和 4 年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第 16 号	令和 4 年度登米市水道事業会計予算
議案第 17 号	令和 4 年度登米市下水道事業会計予算
議案第 18 号	令和 4 年度登米市病院事業会計予算
議案第 19 号	令和 4 年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第20号	登米市税条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------

本案は、軽自動車税の納期限を見直しし、納税者の利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 10 ページ)

議案第21号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部を改正する政令が令和4年1月26日公布され、同政令に定められる手数料の標準額が見直しされたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表11ページ)

議案第22号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、施設の老朽化により保健センターを利用しなくなったことから、登米保健センターを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表13ページ)

議案第23号	登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------------------

本案は、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の一部が令和4年4月1日から施行され、民法（明治29年法律第89号）第753条で規定している婚姻による成年擬制の条文が削除されることから、同条を引用する本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表15ページ)

議案第24号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------------

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、国民健康保険税の未就学児均等割額を減額するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表16ページ）

議案第25号	登米市消防団条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、令和3年4月13日に消防庁長官から通知された「消防団員の報酬等の基準の策定等について」及び登米市消防団組織等の見直しに関する検討委員会報告書に基づき、消防団員の処遇を改善するため、本条例の一部と関連条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表28ページ）

議案第26号	指定管理者の指定について（登米市米山体育館、登米市吉田運動場及び登米市中津山運動場）
--------	--

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定によりその管理を行わせる団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号	字の区域を新たに画することについて
--------	-------------------

本案は、伊豆沼2工区地区において、土地改良事業が施行されたことに伴い、同事業区域内の字を新たに画するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号	登米市と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について
--------	---

本案は、登米市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金等の支給にあたり、東日本大震災との因果関係について専門的な見地から審査及び判定を行うために設置する審査会等の事務を宮城県へ委託しておりますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、当該事務委託を廃止することについて同県と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号	市道路線の認定、廃止について
--------	----------------

本案は、市道路線8路線を認定し、2路線の廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号	令和3年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
--------	----------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

登米市個人情報保護条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項 _____に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>第3条～第42条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>第3条～第42条 (略)</p>

議案第20号関係

登米市税条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第82条 (略) (種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 種別割の納期は、<u>5月17日から同月31日まで</u>とする。</p> <p>第84条～第156条 (略)</p>	<p>第1条～第82条 (略) (種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 種別割の納期は、<u>4月17日から同月30日まで</u>とする。</p> <p>第84条～第156条 (略)</p>

議案第21号関係

登米市手数料条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第9条 (略)				第1条～第9条 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
区分	手数料の額 (1件につき)	摘要		区分	手数料の額 (1件につき)	摘要	
(略)				(略)			
液石法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	保安確保機器設置等認定手数料			液石法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	保安確保機器設置等認定手数料		
	(略)			(略)			
	(3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	<u>98,000円</u>	1通をもって1件とする。	(3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	<u>110,000円</u>	1通をもって1件とする。	

(略)			
液石法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可手数料	<u>15,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	1通をもって1件とする。
(略)			

(略)			
液石法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可手数料	<u>17,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	1通をもって1件とする。
(略)			

議案第22号関係

登米市保健福祉施設条例 新旧対照表

改正案				現 行			
第1条～第16条 (略)				第1条～第16条 (略)			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置	保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置
(略)				(略)			
登米市保健センター	住民の健康維持、増進並びに疾病予防等を目的とする保健事業を総合的に行う。	<u>迫保健センター</u>	<u>登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1</u>	登米市保健センター	住民の健康維持、増進並びに疾病予防等を目的とする保健事業を総合的に行う。	<u>迫保健センター</u>	<u>登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1</u>
		豊里健康管理センター	登米市豊里町土手下67番地1			<u>登米保健センター</u>	<u>登米市登米町寺池桜小路100番地</u>
		石越保健センター	登米市石越町南郷字矢作130番地1			豊里健康管理センター	登米市豊里町土手下67番地1
		南方保健センター	登米市南方町八の森40番地1			石越保健センター	登米市石越町南郷字矢作130番地1
						南方保健センター	登米市南方町八の森40番地1

(略)			
-----	--	--	--

別表第2 (略)

(略)			
-----	--	--	--

別表第2 (略)

議案第23号関係

登米市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者_____をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第14条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者<u>(民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したとみなされた者を除く。)</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第14条 (略)</p>

議案第24号関係

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 15,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条_____において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条_____において同じ。）以外の世帯 15,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

ついて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)～(ウ)

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を

ついて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 _____
_____ 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 _____
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)～(ウ)

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を

超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)～(ウ)

ウ～カ

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)～(ウ)

ウ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者

超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)～(ウ)

ウ～カ

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)～(ウ)

ウ～カ (略)

均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,050円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,750円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,500円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の 規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の

規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

第24条～第26条（略）

附 則

1～3（略）

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する

規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号 _____ 中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。） _____」とする。

第24条～第26条（略）

附 則

1～3（略）

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条 _____ の規定の適用については、同条中「法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5 _____ に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する

場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長

場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長

期譲渡所得の金額」とする。

7 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得

期譲渡所得の金額」とする。

7 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得

等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条 _____ において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条 _____ 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同

条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、

条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条_____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、

第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第23条 _____ 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条 _____ 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

登米市消防団条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p><u>(休団)</u></p> <p>第8条の2 <u>団員は、6か月以上消防団活動を行うことができない場合において任命権者が必要と認めるときは、3年を超えない範囲内で消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</u></p> <p>2 <u>団員が休団しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、休団中の団員の復帰について準用する。</u></p> <p>4 <u>休団中の団員が復帰したときの階級は、休団した日に当該団員が属していた階級とする。</u></p> <p>(退職)</p> <p>第9条 団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその承認を受けなければならない。ただし、第11条の規定による退職の場合はこの限りでない。</p> <p>(定年)</p> <p>第10条 団員の定年は、<u>70歳とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第11条 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「退職日」という。）に退職する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、団長、副団長、支団長、副支団長、分団</u></p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(退職)</p> <p>第9条 団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、第11条の規定による退職の場合はこの限りでない。</p> <p>(定年)</p> <p>第10条 団員の定年は、<u>65歳とする。ただし、団長、副団長、支団長、副支団長、分団長、副分団長及び班長の職にある者については、70歳とする。</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第11条 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日 _____ に退職する。</p>

長、副分団長又は班長の職にある者で、退職日においてその職の任期を残す者の退職する日は、その任期を満了する日とすることができる。

(服務規律)

第12条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水害、火災、地震等の災害(以下「災害」という。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。

2～4 (略)

5 第1項及び第2項の規定は、休団中の団員には、適用しない。

(報酬)

第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、その職名に応じ、別表第1に定める年額報酬を支給する。
ただし、休団中の団員には、その休団の間、年額報酬を支給しない。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

(費用弁償)

第14条 団員が、災害、警戒、訓練、会議などの職務に従事する場合には、別表第3に定める費用弁償を支給する。

2 (略)

3 報酬及び費用弁償の支給方法については、登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号)の例による。

(服務規律)

第12条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水害、火災、その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。

2～4 (略)

(報酬)

第13条 団員には、登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号)の別表に定める報酬を支給する。

(費用弁償)

第14条 団員が、水防、火災、警戒、訓練、会議などの職務に従事する場合には、別表に定める費用弁償を支給する。

2 (略)

3 報酬及び費用弁償の支給方法については、登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例_____の例による。

4 団員が消防学校で講習を受けるため団長の命を受け出張したときは、登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定める額を支給する。

第15条～第17条 (略)

別表第1 (第13条関係)

職名	報酬の額
団長	年額 164,200円
副団長	年額 140,000円
支団長	年額 136,000円
副支団長	年額 107,800円
分団長	年額 75,700円
副分団長	年額 53,800円
班長	年額 44,900円
団員	年額 36,500円

別表第2 (第13条関係)

区分	報酬の額
災害出動	1日につき 8,000円(活動時間が4時間未満の場合にあつては、4,000円)
搜索出動(搜索本部設置の場合に限る。)	1日につき 8,000円(活動時間が4時間未満の場合にあつては、4,000円)
警戒出動	1回につき 3,700円
訓練出動	1回につき 3,700円
特別訓練出動	1回につき 8,000円
整備点検出動	1回につき 1,500円
前各項に掲げる出動以外のもの	1回につき 3,200円

第15条～第17条 (略)

別表 (第14条関係)

区分	金額
水防出動	1回につき 3,700円
火災出動	1回につき 3,700円
警戒出動	1回につき 3,700円
訓練出動	1回につき 3,700円
その他出動	1回につき 3,200円
特別訓練	1回につき 8,000円
会議	1回につき 1,800円
整備点検手当	1回につき 1,500円

別表第3（第14条関係）

区分	金額
所属する支団の管轄区域内に自家用車で災害出動したとき。	1回につき 300円
所属する支団の管轄区域外に自家用車で出動したとき（会議出席の場合を除く。）。	1回につき 500円
会議に出席したとき。	1回につき 1,800円

議案第25号関係

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案						現 行																																			
第1条～第4条 (略)						第1条～第4条 (略)																																			
別表 (第2条、第4条関係)						別表 (第2条、第4条関係)																																			
名称		報酬		旅費	費用弁償	名称		報酬		旅費	費用弁償																														
		区分	金額					区分	金額																																
(略)						(略)																																			
防災会議	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円	防災会議	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円																														
登米市交通安全対策会議	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円	消防団員	団長	年額	164,200円	職員旅費適用	1,800円																														
(略)						<table border="1"> <tr> <td></td> <td>副団長</td> <td>年額</td> <td>140,000円</td> <td>職員旅費適用</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支団長</td> <td>年額</td> <td>136,000円</td> <td>職員旅費適用</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副支団長</td> <td>年額</td> <td>107,800円</td> <td>職員旅費適用</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>75,700円</td> <td>職員旅費適用</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副分団長</td> <td>年</td> <td>53,800円</td> <td>職員旅費</td> <td>1,800円</td> </tr> </table>							副団長	年額	140,000円	職員旅費適用	1,800円		支団長	年額	136,000円	職員旅費適用	1,800円		副支団長	年額	107,800円	職員旅費適用	1,800円		分団長	年額	75,700円	職員旅費適用	1,800円		副分団長	年	53,800円	職員旅費	1,800円
	副団長	年額	140,000円	職員旅費適用	1,800円																																				
	支団長	年額	136,000円	職員旅費適用	1,800円																																				
	副支団長	年額	107,800円	職員旅費適用	1,800円																																				
	分団長	年額	75,700円	職員旅費適用	1,800円																																				
	副分団長	年	53,800円	職員旅費	1,800円																																				
(略)																																									

		額		適用	円
	班長	年額	44,900円	職員旅費 適用	1,800 円
	団員	年額	28,000円	職員旅費 適用	1,800 円
登米市交通 安全対策会 議	委員	日額	6,000円	職員旅費 適用	1,800 円
		(略)			